

## 静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 について

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成29年2月16日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例  
静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)  
の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「)の規定」の次に「、静岡市立小学校及び中学校の教育職員等の給与に関する条例(平成29年静岡市条例第 号。以下「小中学校教育職員等給与条例」という。)第4条から第6条まで及び第14条(管理職手当、扶養手当、住居手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、勤勉手当及び義務教育等教員特別手当に係る部分に限る。)の規定」を加え、同条第2項中「第3条中」を「給与条例第3条中」に、「第26条第1項中」を「給与条例第26条第1項中」に、「第28条第2項中」を「給与条例第28条第2項中」に改め、同条第3項中「第3条中」を「教育職員給与条例第3条中」に、「特定任期付職員業績手当」と、第14条」を「特定任期付職員業績手当」と、教育職員給与条例第14条」に、「職員」と、第14条」を「職員」と、教育職員給与条例第14条」に改め、同条第4項中「第2条第3項中」を「同条例第2条第3項中」に、「第15条中」を「同条例第15条中」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

- 4 教育職員である特定任期付職員に対する小中学校教育職員等給与条例第3条並びに第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第26条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、小中学校教育職員等給与条例第3条中「義務教育等教員特別手当」とあるのは「義務教育等教員特別手当並びに静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成22年静岡市条例第5号)第7条第5項の特定任期付職員業績手当」と、小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教

育職員給与条例第14条において準用する給与条例第26条第1項中「管理職手当の支給を受ける職員」とあるのは「管理職手当の支給を受ける職員及び静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、小中学校教育職員等給与条例第14条において読み替えて準用する教育職員給与条例第14条において準用する給与条例第28条第2項中「、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5」とあるのは「100分の162.5」とする。

第10条中「並びに教育職員給与条例第6条及び第7条」を「、教育職員給与条例第6条及び第7条の規定並びに小中学校教育職員等給与条例第5条及び第6条」に改める。

第11条第1項中「並びに教育職員給与条例」を「、教育職員給与条例」に改め、「」の規定の次に「並びに小中学校教育職員等給与条例第5条、第6条及び第14条（扶養手当、住居手当及び単身赴任手当に係る部分に限る。）の規定」を加え、同条第3項中「第18条第2項第2号中」を「給与条例第18条第2項第2号中」に、「第21条第2項及び第35条中」を「給与条例第21条第2項及び第35条中」に改め、同条第4項中「第11条第2項中」を「同条例第11条第2項中」に、「別表」を「、同条例別表」に改め、同条第5項中「第9条中」を「教育職員給与条例第9条中」に、「第11条中」を「教育職員給与条例第11条中」に改め、同条第6項中「静岡市立の高等学校教育職員の給与等に関する特別措置条例」を「静岡市立学校の教育職員の給与等に関する特別措置条例」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 教育職員である任期付短時間勤務職員に対する小中学校教育職員等給与条例第11条の規定の適用については、第11条中「再任用短時間勤務職員」とあるのは、「静岡市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成22年静岡市条例第5号）第4条の規定により任期を定めて採用された短時間勤務職員」とする。

#### 附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。